

# 第8章 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

## 8-1.歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法または景観法などの他法令や条例に基づいて指定などされている建造物は、それら個別法令などに基づいて適正に維持管理を行う。また、その他建造物は、指定された際の価値づけに基づいて適切に維持管理を行う。

なお、維持管理や防災上の措置などにおいて修理や修景が必要になった場合は、建造物の歴史的価値を損なわないよう、文化庁、静岡県、文化財保護審議会、景観審議会、さらには専門家や学識経験者などによる技術的指導を踏まえながら実施する。

歴史的風致形成建造物は、積極的な公開や活用を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。このため、公開や活用にあたっては、所有者などの生活に大きな影響を及ぼさないよう十分な協議を踏まえたうえで、外部だけでなく可能な限り内部の公開にも努めるものとする。

## 8-2.歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

### (1)静岡県指定文化財または浜松市指定文化財である歴史的風致形成建造物 (史跡・名勝・天然記念物を除く)

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、県または市の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持及び保存するための修理については、部材や関連文献などの調査・研究を行い、これらに基づいた修復や復原を原則とする。

なお、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### (2)静岡県指定史跡・名勝・天然記念物または浜松市指定史跡・名勝・天然記念物及び登録記念物である歴史的風致形成建造物

県・市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物は現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古

写真、痕跡等の各種調査に基づく修復や復原を基本とする。また、防災上必要な措置については、文化財の価値を損なわない範囲で実施するものとする。

なお、民間が所有・管理する建造物については、補助制度を活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、専門家や学識経験者などによる技術的指導助言を踏まえて実施する。

### **(3)登録文化財である歴史的風致形成建造物**

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、文化財保護法に基づく適切な維持管理を行う。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認める。また、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動を妨げない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

なお、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### **(4)重要文化的景観における重要な要素である歴史的風致形成建造物**

重要文化的景観における重要な構成要素は現状保存を基本とする。これらの要素を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真、痕跡などの各種調査に基づく修復や復原を基本とする。また、防災上必要な措置については、文化財の価値を損なわない範囲で実施するものとする。

なお、民間が所有・管理する建造物については、補助制度を活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、専門家や学識経験者などによる技術的指導助言を踏まえて実施する。

### **(5)景観重要建造物である歴史的風致形成建造物**

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、景観法に基づく現状変更などの許可制度による維持管理を行う。道路や公園などの公共空間から容易に望見できる範囲については、周辺景観との調和を図るよう適切な維持管理または復原のための修理若しくは修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した活動を妨げない範囲で、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めるものとする。

### **(6)浜松市地域遺産である歴史的風致形成建造物**

浜松地域遺産に認定されている建造物は、浜松地域遺産認定制度実施要綱の認定対象の要件を損ねることなく適切に維持管理を行うものとする。

外部及び内部とも現状保存を基本とするものの、やむを得ず変更または保存に影響を及ぼす行為を実施する際は、所有者などによりその内容を届け出ること認めるものとする。

## (7)無形民俗文化財の用に供される建造物

無形民俗文化財の公開及び継承施設として用いられている建造物は、当該活動が定期的に公開され、継承されるよう適切に維持管理を行うものとする。

外部及び内部とも公開・継承活動に必要な機能を維持するための修理若しくは修景を行う。また、公開・継承活動を妨げない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

## (8)上記以外の法、条例、要綱等による指定等を受けていない歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動を妨げない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

他法令に基づく指定や登録などがされておらず、適切な保護措置が講じられていない建造物については、計画期間後も建造物の価値を保存し、歴史的風致の維持向上に資する必要があることから、所有者及び管理者と協議を行ったうえで適切な調査などを実施し、その価値を明らかにしたうえで、必要に応じて文化財や景観重要建造物の指定などを目指すものとする。

---

## 8-3.歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

---

### (1)所有者の管理義務

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう適切に管理する義務が生じる。

### (2)増築等の維持、保全または継承に伴う制約

建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに市長に届け出る必要がある。市長は、建造物の保全に支障を来たすものであると認めた場合には、設計の変更などの措置を講ずべき旨を勧告することができる。

指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定さ

れた建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、または滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅したなどの場合は、指定を解除する。

建造物の所有者に変更があった場合は、新しい所有者が市長に届出を行う必要がある。

### (3)届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、次のとおりとする。

- ア. 静岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第13条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- イ. 静岡県文化財保護条例第24条第1項の規定に基づく県指定有形民俗文化財について、同条例第26条第1項の規定に基づく現状変更等の届出をして行う行為
- ウ. 静岡県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物について、同条例第33条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第34条において準用される第13条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- エ. 浜松市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第12条の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第13条の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- オ. 浜松市文化財保護条例第24条第1項の規定に基づく市指定有形民俗文化財について、同条例第26条の規定に基づく現状変更等の届出をして行う行為
- カ. 浜松市文化財保護条例第32条第1項の規定に基づく市指定史跡名勝天然記念物について、同条例第36条の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第37条において準用される第13条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- キ. 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- ク. 文化財保護法第90条第1項の規定に基づく登録有形民俗文化財について、同条第3項において準用される第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- ケ. 文化財保護法第132条第1項の規定に基づく登録記念物について、同法第133条第3において準用される第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- コ. 文化財保護法第134条第1項の規定に基づく重要文化的景観について、同法第139条第1項に基づく現状変更の届出をして行う行為
- サ. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為
- シ. 浜松地域遺産認定制度実施要綱第4条の規定に基づく浜松地域遺産について、同要綱第10条の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為